

第10回定時株主総会

電子提供措置事項記載書面のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

主要な事業内容

主要な営業所及び工場

従業員の状況

主要な借入先の状況

その他会社の現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員に関する事項（社外役員に関する事項）

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

ベースフード株式会社

上記事項は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に電子提供措置事項から上記を除いたものを記載した書面を送付しております。

事業報告

1. 会社の現況

(1) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、特に栄養に関する課題を解決するため、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指し、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズ（「BASE BREAD」・「BASE YAKISOBA」・「BASE RAMEN」・「BASE Cookies」・「BASE Pancake Mix」・「BASE Pound Cake」）の開発と販売を行っております。

(2) 主要な営業所及び工場 (2026年2月28日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都目黒区
食品開発ラボ	東京都渋谷区
座間配送センター	神奈川県座間市
高槻配送センター	大阪府高槻市

(3) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
98名 (127) 名	17名減 (15名減)	37.1歳	3.2年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
2. 臨時従業員は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数は正社員、契約社員のみで算出しております。
4. 報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	400,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	236,128千円

(5) その他会社の現況に関する重要な事項 (2026年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 192,586,400株

(2) 発行済株式の総数 54,752,100株

(3) 株主数 15,226名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
橋 本 舜	17,407,700株	32.61%
立 花 証 券 株 式 会 社	14,142,100株	26.49%
MBFアクセレーション株式会社	3,690,000株	6.91%
牧 寛 之	3,500,000株	6.55%
齋 藤 竜 太	696,300株	1.30%
里 田 聡 美	688,600株	1.28%
山 本 陽 介	534,800株	1.00%
寺 田 英 司	463,000株	0.86%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	322,200株	0.60%
斉 藤 徹	280,000株	0.52%

(注) 持株比率は当社自己株式 (1,358,035株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	田中 道昭	株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マージングポイント代表取締役社長 株式会社アサント社外取締役 日本工業大学大学院技術経営研究科教授
社外取締役 (監査等委員)	田中 宏隆	株式会社UnlocX代表取締役CEO 一般社団法人 SPACE FOODSPHERE理事 TechMagic株式会社社外取締役 一般社団法人Next Prime Food代表理事
社外取締役 (監査等委員)	長瀬 大樹	長瀬大樹公認会計士事務所代表 長瀬大樹税理士事務所代表 株式会社軽子坂パートナーズ取締役 株式会社Ota Accounting Center代表取締役 株式会社ACROVE社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	永井 公成	法律事務所ネクシード代表弁護士 バルミューダ株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締役 (監査等委員) 株式会社オスティアリーズ社外監査役 株式会社ネクシード・コンサルティング代表取締役

- (注) 1. 社外取締役田中道昭が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
2. 社外取締役(監査等委員)田中宏隆が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
3. 社外取締役(監査等委員)長瀬大樹が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
4. 社外取締役(監査等委員)永井公成が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田中 道昭	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 銀行・証券での豊富な経験・知識に加え、経営者及びビジネススクールの教授を務めるなど企業経営における幅広い経験等の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	田中 宏隆	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査等委員会設置会社への移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 製造業及び食品業界における豊富な知識に加え、上場会社における社外取締役としての経験等の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	長瀬 大樹	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査等委員会設置会社への移行前に開催された監査役会5回及び移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永井 公成	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査等委員会設置会社への移行前に開催された監査役会5回及び移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 弁護士として法律に関する専門知識と豊富な業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(a)取締役、及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役及び使用人に啓蒙する。
- イ. コンプライアンス違反に対し、当社の取締役、及び使用人等、当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- ウ. 内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令及び定款の遵守体制に関する監査を行い、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役に報告を行う。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に関する情報は、法令並びに取締役会規程及び文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- イ. 当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理する体制を整備し、運用する。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価及び対応は、経営会議が推進する。
- イ. 当社は、経営会議において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ウ. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役及び監査等委員会に報告を行う。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 定款及び取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。
- イ. 取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）業務の執行状況等の報告及び協議を行う。
- ウ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、及び稟議規程を制定し、適正に運用する。
- エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、代表取締役が指名する者から構成される経営会議において協議、報告を行う。経営会議は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。

(e)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査等委員会は、監査の実効性の確保の観点から、監査等委員会の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- イ. 監査等委員会は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- ウ. 補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権、補助使用人に対する監査等委員会の指揮命令権等について、監査等委員である取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

(f)取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。

- イ. 監査等委員は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。
 - ウ. 監査等委員は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する経営管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
 - エ. 内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報を受けた際には、通報内容及び状況を直ちに監査等委員に報告を行う。
 - オ. 内部監査担当者は、監査等委員に対しその監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査等委員は必要に応じて調査を求める。
 - カ. 監査等委員は取締役と協議し、監査等委員に報告を行った者または内部通報制度における通報を行った者が、当該報告または通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
 - キ. 各監査等委員が意思疎通を図り、監査及び経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査等委員共通の事項について決定するために監査等委員会を設置する。
- (g) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - イ. 監査等委員会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ウ. 監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。
 - エ. 監査等委員は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急又は臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払又は償還を受けることができる。
 - オ. 監査等委員は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。
- (h) 反社会的勢力との関係遮断に向けた基本的な考え方

- ア. 反社会的勢力とは関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、弁護士及び警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- イ. 取引先と契約を締結する際には、当該取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- ウ. 取引先と契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規程」等を契約書面にて交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

当事業年度では、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。

②監査等委員の職務執行

当事業年度において、当社は2025年5月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、移行前に監査役会を5回、移行後に監査等委員会を10回開催いたしました。監査等委員(及び移行前の監査役)は、監査等委員会(及び監査役会)にて定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役及び他の取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。

また、会計監査人や内部監査室と連携した監査、内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

③内部監査の実施

内部監査につきましては、各部門から独立した代表取締役の直属組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は各部門の業務に対し、内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役が主体的に関与しております。

また、監査等委員会及び会計監査人とは定期的にミーティングを実施し、監査の内容の確認、改善状況の確認等について情報交換を行うことで効率的、効果的な監査を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,174,857	1,585,233	527,605	2,112,839	△2,223,569	△2,223,569	△27,583	1,036,543
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	28,199	28,152		28,152				56,351
当期純利益					262,372	262,372		262,372
資本金から剰余金 への振替	△1,164,857		1,164,857	1,164,857				-
準備金から剰余金 への振替		△1,585,233	1,585,233	-				-
欠損填補			△2,223,569	△2,223,569	2,223,569	2,223,569		-
自己株式の取得							△2	△2
当期変動額合計	△1,136,657	△1,557,081	526,520	△1,030,560	2,485,942	2,485,942	△2	318,722
当期末残高	38,199	28,152	1,054,126	1,082,278	262,372	262,372	△27,585	1,355,265

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	315	1,036,858
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	△33	56,318
当期純利益		262,372
資本金から剰余金 への振替		-
準備金から剰余金 への振替		-
欠損填補		-
自己株式の取得		△2
当期変動額合計	△33	318,688
当期末残高	281	1,355,547

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品・原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
機械及び装置	10年～12年
工具、器具及び備品	2年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
特許権	8年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

2年～10年で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績を基礎として当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発と販売を事業として営んでおり、顧客への商品の引渡し時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ただし、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性について)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	70,213千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、過年度より重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。

当該判断結果に伴い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しています。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは主として取締役会により承認された事業計画を基礎として見積りを行っており、その主要な仮定は、自社ECにおける新規顧客獲得数及び定期継続率、卸販売における新商品の売上高予測であります。なお、事業計画は過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮し決定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 120,390千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 54,752,100株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,358,035株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 739,800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は主に運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差 入 保 証 金	350,684	343,872	△6,812
資 産 計	350,684	343,872	△6,812
リ ー ス 債 務 (* 1)	5,520	5,505	△14
長 期 借 入 金 (* 2)	236,128	236,128	—
負 債 計	241,648	241,633	△14

(* 1) リース債務は、リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(* 2) 変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金152,768千円を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
差 入 保 証 金	－	343,872	－	343,872
資 産 計	－	343,872	－	343,872
リ ー ス 債 務	－	5,505	－	5,505
長 期 借 入 金	－	236,128	－	236,128
負 債 計	－	241,633	－	241,633

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率をもとに割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	863,727千円
減価償却超過額	101千円
一括償却資産償却超過額	2,547千円
ポイント引当金	3,658千円
研究開発費否認	3,304千円
未払金否認額	7,634千円
賞与引当金	16,446千円
資産除去債務	9,531千円
その他	18,270千円
繰延税金資産小計	925,223千円
評価性引当額	△843,641千円
繰延税金資産合計	81,582千円
繰延税金負債	
仮払事業税	△6,911千円
資産除去債務に対応する除去費用	△4,456千円
繰延税金負債合計	△11,368千円
繰延税金資産の純額	70,213千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2028年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	完全栄養食事業		
自社EC	10,036,806	－	10,036,806
他社EC	955,324	－	955,324
卸販売	3,949,517	－	3,949,517
海外事業	218,822	－	218,822
その他	－	17,412	17,412
顧客との契約から生じる収益	15,160,470	17,412	15,177,882
その他の収益	－	14,000	14,000
外部顧客への売上高	15,160,470	31,412	15,191,882

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約により生じた債権 (期首残高)	775,373 千円
顧客との契約により生じた債権 (期末残高)	777,609
契約負債 (期首残高)	375,492
契約負債 (期末残高)	420,356

契約負債は主に、自社ECの会員からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、329,203千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格等

未充足の履行義務は当事業年度末日時点で420,356千円であります。期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	25円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円92銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2026年4月14日付けの取締役会において、当社の取締役及び従業員に対し、以下の通り有償ストック・オプション (以下「本新株予約権」) を発行することを決議いたしました。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、「2. 発行の概要 (7) 新株予約権の行使の条件 ①」に定めるとおり、所定の売上高基準及び在籍要件を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

なお、行使された本新株予約権にはすべて自己株式が充当される予定であり (2026年4月14日現在の発行済株式総数である54,752,100株に対して最大で約2.48%)、議決権数に対する一定の希薄化は生じます。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

(1)	新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役及び従業員 94名 13,580個
-----	------------------------------------	------------------------

(2)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または、株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(3)	新株予約権の総数	13,580個
(4)	新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,000円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>

(5)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2026年4月13日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である金332円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>

(6)	新株予約権の 権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年6月1日から2031年5月21日までとする。
-----	------------------	---

<p>(7)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、（i）2028年2月期から2029年2月期までのいずれかの当社の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、下記(a)から(c)までに掲げる条件を達成し、かつ、（ii）新株予約権者が下記(d)から(f)までに掲げる期間（以下、「在籍期間」という。）中継続して当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位に就いていた場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数に下記に掲げるそれぞれ最も割合が高い行使可能割合Ⅰ及び行使可能割合Ⅱ（いずれも、条件を満たした割合のうち最も高い割合とする。）を乗じて得られる個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能割合Ⅱについては、諸般の事情を考慮のうえ新株予約権の行使を当社の取締役会が承認した場合は、当社の取締役会が認める行使可能割合の限度で、この限りでない。</p> <p>行使可能割合Ⅰについて</p> <p>(a) 売上高が200億円以上となる場合 行使可能割合Ⅰ：33%</p> <p>(b) 売上高が230億円以上となる場合 行使可能割合Ⅰ：66%</p> <p>(c) 売上高が260億円以上となる場合 行使可能割合Ⅰ：100%</p> <p>行使可能割合Ⅱについて</p> <p>(d) 本新株予約権の割当日から2027年2月末日までが在籍期間となる場合 行使可能割合Ⅱ：33%</p> <p>(e) 本新株予約権の割当日から2028年2月末日までが在籍期間となる場合 行使可能割合Ⅱ：66%</p> <p>(f) 本新株予約権の割当日から2029年2月末日までが在籍期間となる場合 行使可能割合Ⅱ：100%</p> <p>なお、上記における売上高の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算</p>
------------	--------------------	---

		<p>書を作成している場合には連結損益計算書)の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8)	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p>	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

(9)	新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10)	新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>(11)</p>	<p>組織再編行為時における新株予約権の取扱い</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役</p>
-------------	-----------------------------	---

		<p>会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12)	新株予約権の割当日	2026年5月22日
(13)	新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14)	新株予約権の払込期日	2026年5月22日